

質 問 書 (回答)

※ この MS-WORD 文書のまま送付お願いいたします。(PDF 等のフォーマットへ変換しないでください)

2022 年 1 月 5 日

「(案件名)ブラジル国持続可能な都市開発能力強化プロジェクト」

(公示日:2021 年 12 月 15 日/公示番号:21a00952)について、質問と回答は以下の通りです。

通番号	当該頁項目	質問	回答
1	P18(3)「国内支援委員会の設置」について	国内支援委員会の発足は調査開始時点であると認識するが、その場合の委員の専門分野については、防災および高齢化社会に係るスマートシティ事業研究等を実施している委員を中心とする委員会となるのか。または活動テーマが絞られた後にそのスマート化に係る専門家を配置するのか。	国内支援委員会は本プロジェクトを進めるうえで必要な助言を得るために設置します。よって委員の専門分野については、防災及び高齢社会に係るスマートシティ事業研究等を実施している委員への委嘱も想定しています。またスマートシティ全般を扱っている政府機関等の委員への委嘱も想定しています。活動テーマの変更があった場合、その内容に応じて追加的に当該分野の専門性を有する委員への委嘱も想定します。
2	P27「国内再委託・現地再委託」について	現地での調査や C/P との調整のための再委託を認めるとのことだが、これに関するコストは現時点での不確定要素が大きい為、見積もりの想定が困難と思われる。定額又は別見積もりでの計上とならないか。	国内再委託、現地再委託にかかる費用は本見積りに含めてください。
3	P19(4)「プロジェクト広報」について	プロジェクト広報については、貴機構の広報ページでそのまま活用できるような資料(ウェブ形式でのリンクなども含め)として作成のうえ提出する必要があるか。それとも、提出時点での活動情報を写真・イメージ等と合わせ一覧として提出	当機構の広報ページでそのまま活用できるような資料(写真、ウェブ形式でのリンクなども含めた掲載記事)として作成し、提出するものとします。

		し、それを基に貴機構がウェブ体裁を取りまとめるのか。	
4	P17(2)「政策提言として扱うテーマ」について	IPPUC との議論からスマート化の議論が防災・高齢化社会以外のセクターとなる場合もあり得るが、本提案においては、例として現在のスマート化の動向・可能性を防災・高齢化社会のセクターについての記載のみを行うことで構わないか。	ご指摘のとおり、本提案においては、例として現在のスマート化の動向・可能性を防災・高齢化社会のセクターについての記載のみを行うことで構いません。
5	P20(4)モニタリングの実施	モニタリングシート適用について、フォームについては貴機構からのひな形を活用するとして、提出についても一般的なガイドラインに従ったスケジュールで良いか。特にIPPUCとの活動期間が限られていることから、特別なスケジュール等があるかご指導いただきたい。	モニタリングの実施について、JICA のモニタリングガイドラインに従ったスケジュールとすることで問題ありません。 IPPUC との活動期間が限られていることを踏まえ、モニタリング方法やスケジュールの変更が望ましい場合には、理由を付してプロポーザルにて提案ください。なお、変更提案する場合においても、最低限 1 年間に 1 度のモニタリングを実施することを含めてください。
6	P27(2)2「業務従事者の構成案」について	若手加点を踏まえた技術者配置では、副総括としてスマートシティ技術との兼務、または 3 名以上の提案も想定されるが、提案技術分野を追加し、業務管理グループを構築することは可能か。	仕様書のとおり、提案技術分野を追加し、業務管理グループを構築することは可能です。
7	P. 23 「4) 活動2-4: セミナー及び国際会議にて本プロジェクトの成果案を発表し、議論する。」について	「現地(クリチバ市)でのセミナーを想定する場合」とあるが、指示として現地での開催を前提とするかしないかでは提案内容及び見積ともに差が出るため、現地でのセミナーを開催する前提で良いか？	現地でのセミナー開催を前提としてください。

8	P. 23 「4) 活動2-4:セミナー及び国際会議にて本プロジェクトの成果案を発表し、議論する。」について	成果発表を予定している「京都スマートシティ Expo」には C/P の参加も想定しているのか？（水分野の業務において、ストックホルムでの World Water Week で C/P が参加して発表するのと同じようなイメージか、もしくは日本人専門家のみの参加か）	「京都スマートシティ Expo」については C/P の参加及び発表を想定します。
9	P19(4)「本業務における活動について」	本邦研修において受注者が負担する費用としては講師謝金、講義資料翻訳費、同行者等旅費を想定している。これら費用は国内業務費の費目に入るとの理解だが、経理処理ガイドラインにおいては「国内業務費は原則定額計上にする」との記載がある。現時点での不確定要素が大きい為、ガイドライン記載の通り、定額での計上をお願いできないか。	本邦研修において受注者が負担する費用（講師謝金、講義資料翻訳費、同行者等旅費）については、定額計上とします。なお、費用については 2,400,000 円（本邦研修 3 回分）とします。なお「京都スマートシティ Expo」への参加登録費用は別見積もりとします。
10	P5 第1章 企画競争の手続き (6)見積書 2)別見積り	第3章第7条(6)、(7)に記載の国内法人および現地法人への再委託を行う場合、再委託費は別見積りに含まれないとの理解で宜しいでしょうか。	国内再委託、現地再委託にかかる費用は本見積りに含めてください。
11	P16 第3章 特記仕様書案 第3条 プロジェクトの概要	プロジェクトの実施期間について記載がありません。プロジェクトの実施期間は、第1章3(4)契約履行期間(予定)と同じ「2022年3月から2024年2月」で宜しいでしょうか。	プロジェクトの実施期間は、契約履行期間と同様、2022年3月から2024年2月とします。
12	P27 第4章 業務実施上の条件 (2)業務量目途と業務従事者構成案	業務量が13人月、従事者構成2名となっておりますが、業務遂行上のフォーカスポイントとして、CPのキャパシティビルディングを主旨とされているのか、国際フォーラムでの発信等を主旨とされ	業務遂行上のフォーカスポイントとしては、プロジェクト活動を通してのキャパシティビルディング並びに今後のビジョンと行動計画を示す政策策定が主旨です。

		ているのか、どちらを主旨とした方針でしょうか。	国際フォーラム等での発信は上記の活動を報告する一機会と捉えてください。
13	P20~21 (4)モニタリングの実施	配付資料「技術協力プロジェクトにおける進捗管理」が公示時の配付資料に含まれておりませんでしたので提供いただけますでしょうか。	資料の共有をご希望される場合、専用アドレス (e-koji@jica.go.jp)までご依頼ください。
14	P6 第1章9、(1)2) P27(2)業務量目途と業務従事者構成案	プロポーザル評価対象者の予定人月数が「約7.50人月」とあり、総人月「約13人月」の58%におよびます。ただし、「業務内容等を考慮の上、最適だと考える業務従事者の構成(及び格付)を提案すること。」とあるため、その検討、提案の結果、評価対象者の予定人月が7.50人月より少なくなることも問題ないと理解して良いでしょうか。	ご理解のとおり、最適だと考えるご提案をお願いします。ただし、プロポーザルで提案された人月を超えての契約はできませんので、ご注意ください。
15	P17 第3章第6条(2)	政策提言として扱うテーマは防災と高齢化社会と示されていますが、最終的に締結される R/D において、これら以外のテーマが含まれた場合、その対応については契約交渉時に協議可能という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。テーマの変更が生じた場合、契約交渉時に協議を行います。
16	P18 第3章第6条(4)	現時点で、JICA が想定されている日本側関係者／関係機関、及び自治体はどこでしょうか。	現時点では明確な候補先は定めていません。
17	P18 第3章第6条(4)	現時点で、JICA が想定されている本邦研修の期間はどの程度でしょうか。	渡航往復にかかる日数を含めて、各回10日間程度を想定しています。

18	P18 第3章第6条(4)	オンラインセミナーの費用は、見積りに含めて良いでしょうか。また見積りの条件として、参加人数をご教示ください。	オンラインセミナーは見積りに含めてください。 なお見積もりに含める場合の条件については、C/P の参加人数は 10 名程度、日本側の参加人数は 10 名程度(コンサルタント、国内支援委員会、JICA 等を含む)を想定してください。
19	P19 第3章第6条(4)	第3回本邦研修に示されている「日本国内で発信するためのセミナー開催」とは京都スマートシティ Expo とは別の開催ということでしょうか。	第3回本邦研修でのセミナー開催の場の候補として京都スマートシティ Expo を想定しています。
20	P19 第3章第6条(4)	第4回現地渡航と京都スマートシティ Expo のタイミング(2023.11)がバッティングすると思われる。どのように考えればよろしいでしょうか。	京都スマートシティ Expo に参加する場合は、第4回現地渡航の時期を調整するものとします。
21	P19 第3章第6条(5)	現時点で、JICA が想定されているウェブサイトと SNS は何でしょうか。	JICA のホームページおよび広報用の Facebook ページを想定しています。
22	P20 第3章第6条(5)	「肖像権等に留意の上で活動に関連する写真・映像を撮影し、発注者へ提出する」とありますが、このために必要となる費用は計上できるという理解でよろしいでしょうか。	必要な場合、本見積(一般業務費の雑費等)への計上は可能です。
23	P22 第3章第7条(7)、1)	自治体の選定と協働協議の開始の時期は何時ごろを想定されているでしょうか。	プロジェクトキックオフ後のカウンターパートとの協議・テーマの決定を踏まえて自治体の選定を進めます。
24	その他	ブラジルの再委託先として提案者のグループ会社に委託すること可能でしょうか。	可否を判断する情報がありませんので、必要があれば契約交渉の段階で提案者とグループ会社の関係の詳細を確認のうえ判断します。
25	P23 第8条 報告書等 (1)報告書 その他	報告書ではポルトガル語は不要との理解ですが、プレゼン資料や説明資料のポルトガル語版が必要と想定されている場合は、翻訳費用の定	プレゼン資料及び説明資料は全て英語のみとします。ポルトガル語への翻訳費用の計上は不要です。

		額を提示いただければ幸いです。	
--	--	-----------------	--

以上